

令和5年度 大阪市における障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針

(目的)

第1 この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、本市における就労支援事業所等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めることにより、各所属において障がい者就労支援事業所等からの優先的な調達に努めるとともに、受注機会の増大を図る措置を講じることをもって障がい者就労支援事業所等で就労する障がい者の自立の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針において、次に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

(1) 障がい者就労支援事業所等

次のアからカまでの施設等をいう。

ア 障がい者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障がい福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する特例子会社

オ 次の①～③のすべてに該当する重度障がい者多数雇用事業所

①障がい者の雇用数が5人以上

②障がい者の割合が従業員の20%以上

③雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30%以上

カ 在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

(2) 物品等

障がい者就労支援事業所等から調達する物品及び役務の提供をいう。

(3) 共同受注窓口

受注内容に対応可能な複数の障がい者就労支援事業所等にあっせん・仲介する業務を行う機関をいう。

(対象物品等及び対象組織)

第3 本市が調達する物品及び役務を対象とし、本市のすべての組織において取り組むものとする。

(共同受注窓口)

第4 共同受注窓口により調達される物品等については、障がい者就労支援事業所等からの

調達に準じた取り扱いとする。

(情報の提供)

第5 本市は、物品等の調達が円滑に行えるよう、調達の推進のために必要な情報を提供することに努める。

(物品等の調達に伴う契約)

第6 各所属長は、障がい者就労支援事業所等から調達することが可能な物品及び役務の調達において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号及び第3号の規定並びに大阪市契約規則(昭和39年規則第18号)第17条の規定により随意契約によることができる場合は、予算の適切な執行に配慮し、障がい者就労支援事業所等を経営する者と契約するよう努めるものとする。

(調達目標の設定)

第7 調達目標は、調達実績件数が100件を上回ることを目標とする。

(実績の公表)

第8 本市は、本調達方針に基づき調達目標を定めた物品等について、調達の実績を毎年度集計し、その概要を公表する。

(推進体制)

第9 本市は、各所属の物品等の調達が円滑に行えるよう、障がい者施策推進会議等を活用することにより、連携を図る。

(その他)

第10 物品等の調達における契約手続きについては、大阪市契約規則の規定によるものとする。

また、この方針に定めるもののほか、この方針の施行について必要な事項は別に定める。